

## 行政不服審査法関連三法の概要

### 行政不服審査法

行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律

行政手続法の一部を改正する法律

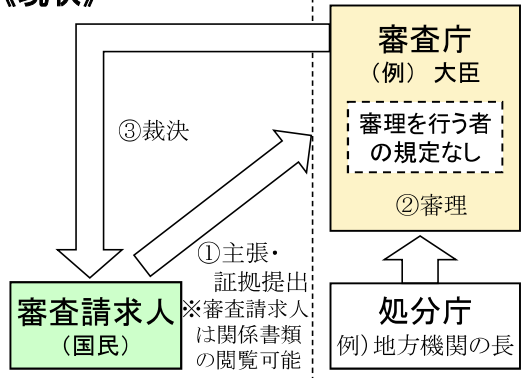
処分に関し国民が行政庁に不服を申し立てる制度（不服申立て）について、関連法制度の整備・拡充等を踏まえ、①公正性の向上、②使いやすさの向上、③国民の救済手段の充実・拡大の観点から、制定後50年ぶりに抜本的な見直しを行った。

## 行政不服審査法（公布後2年以内に施行）

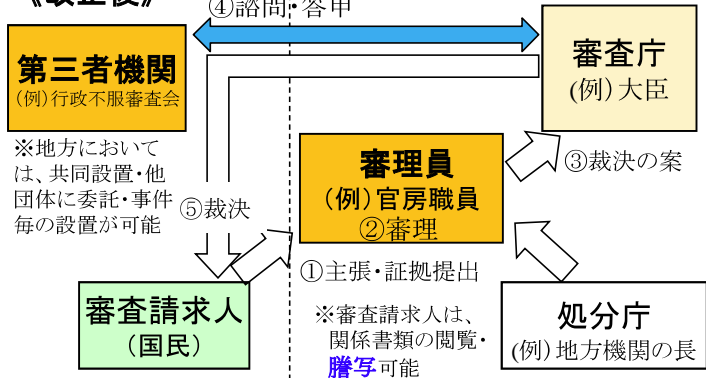
### ○審理員による審理手続・第三者機関への諮問手続の導入

- ・ 処分に関与しない職員（審理員）が両者の主張を公平に審理
- ・ 有識者から成る第三者機関が大臣等（審査庁）の判断をチェック

《現状》



《改正後》



### ○不服申立ての手続を「審査請求」に一元化

- ・ 「異議申立て」手続は廃止し、手続保障の水準が向上

※不服申立てが大量にされる処分等については「再調査の請求」（選択制）を導入

### ○審査請求をすることができる期間（審査請求期間）を3か月に延長（現行60日）など

※法律施行5年経過後に法律の見直しを検討

## 行政不服審査法の施行に伴う関係法律の整備等に関する法律（同上）

○行政不服審査法の特例等を定める361法律について、行政不服審査法と同等以上の手続水準の確保を基本に、個別法の趣旨を踏まえ改正

- ・ 不服申立前置（不服申立てを経なければ出訴できないとする定め）の廃止・縮小 など

## 行政手続法の一部を改正する法律（平成27年4月1日施行）

○事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、国民の権利利益の保護の充実のための手続を整備

- ・ 処分等の求め（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）
- ・ 行政指導の中止等の求め（違法な行政指導の中止等を求める制度） など

## 【仮称】日進市行政不服審査法施行条例（案）等について

### ■行政不服審査法の全部改正に伴い、条例等の整備をします。

#### 1 理由

平成26年6月13日に全部改正された、『行政不服審査法』（平成26年法律第68号。以下「改正法」という。）の施行に伴い、行政不服審査制度における不服申立て類型の整理や公正性の向上等が図られています。

このことにより、不服申立て手続の「審査請求への一元化」や審理手続の公正性及び透明性を高めるため「審理員制度の導入」、また裁決の客観性及び公正性を確保するため、審査庁の判断をチェックする第三者機関「行政不服審査会」を設置することや、審理手続における書類等の写しの交付手続が保障されることになりました。

これを受け、本市の条例等の整備を行うものです。

#### 2 内容

##### (1) (仮称) 日進市行政不服審査法施行条例の制定

改正法で規定する、地方公共団体が条例で定める事項として次に掲げるものを規定します。

ア) 審理手続における書類等の写しの交付及び手数料に関する規定

イ) 審査庁（行政）の判断の妥当性のチェックする第三者機関の設置に関する規定

→☆第三者機関については、近隣自治体による広域での設置を検討しており、協議が整った場合には、地方自治法（昭和22年法律第67号）第252条の7に規定する「機関等の共同設置」による規約を制定します。

ウ) 改正法が規定する審理員の設置について条例で規定し、行政の処分に關与しない者を外部から登用し、嘱託できる規定を設ける。

エ) その他関連条例における用語の整理等

##### (2) 日進市行政手続条例の一部改正

事後救済手続を定める行政不服審査法の改正に併せ、権利利益の保護の充実のための手続を整備するため、行政手続法が改正されました。

同法の改正規定の趣旨に則り、行政運営における公正の確保と透明性の向上を図るため必要な措置を講ずるため、日進市行政手続条例を一部改正します。

##### ・改正内容

ア) 「処分等の求め」について規定する。（書面で具体的な事実を摘示して一定の処分又は行政指導を求める制度）

イ)「行政指導の中止等の求め」について規定する。(違法な行政指導の中止等を求める制度)

### (3) 日進市情報公開条例の一部改正

改正法の施行に伴う用語の整理のほか、国の行政機関等において適用されている「行政機関の保有する情報の公開に関する法律(平成11年法律第42号)」と整合性を取り行政の透明性を確保することにより公開性と説明責務を向上させることを目的として規定を改める。

また、新しい行政不服審査制度においては、審理員制度を導入し、審理手続の公正性の向上を図ることとしていますが、審理員を指名しなくとも審理の公正性が確保される場合は、条例で定めることで、適用除外とすることを改正法において規定されています。

現行の日進市情報公開審査会による審査体制において、外部委員により不服申立ての公正かつ慎重な判断が行われていることから、条例に除外規定を設けることにより現状の審査体制を維持した審理手続きを行うこととします。

## 3 条例等の施行期日

改正法の施行の日(平成28年4月1日予定)。